五の二　小児特定集中治療室管理料の施設基準
(1)　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。
(2)　当該治療室内に小児集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。
(3)　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
(4)　集中治療を行うにつき十分な体制及び専用施設を有していること。
(5)　他の保険医療機関において救命救急入院料若しくは特定集中治療室管理料を算定している患者又は救急搬送診療料を算定した患者の当該治療室への受入れについて、相当の実績を有していること。
(6)　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
六　新生児特定集中治療室管理料の施設基準等
(1)　新生児特定集中治療室管理料1の施設基準
イ　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。
ロ　当該治療室内に集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。
ハ　当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
ニ　集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。
ホ　集中治療を行うにつき十分な実績を有していること。
(2)　新生児特定集中治療室管理料2の施設基準
イ　(1)のイ、ハ及びニの基準を満たすものであること。
ロ　当該保険医療機関内に集中治療を行うにつき必要な専任の医師が常時配置されていること。
ハ　集中治療を行うにつき相当の実績を有していること。
(3)　新生児特定集中治療室管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾患
別表第十四に掲げる疾患
六の二　総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準等
(1)　総合周産期特定集中治療室管理料1の施設基準
イ　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。
ロ　当該治療室内に集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。
ハ　当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
ニ　集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。
ホ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
(2)　総合周産期特定集中治療室管理料2の施設基準
イ　(1)のイからホまでの基準を満たすものであること。
ロ　集中治療を行うにつき十分な実績を有していること。
(3)　総合周産期特定集中治療室管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾患
別表第十四に掲げる疾患
六の三　新生児治療回復室入院医療管理料の施設基準等
(1)　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。
(2)　当該保険医療機関内に新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。
(3)　当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
(4)　新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(5)　新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の医師が常時配置されていること。
(6)　新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料に係る届出を行った保険医療機関であること。
(7)　新生児治療回復室入院医療管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾患
別表第十四に掲げる疾患
七　一類感染症患者入院医療管理料の施設基準等
(1)　一類感染症患者入院医療管理料の施設基準
イ　病院の治療室を単位として行うものであること。
ロ　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。
(2)　一類感染症患者入院医療管理料の対象患者
別表第八に掲げる患者
八　特殊疾患入院医療管理料の施設基準
(1)　脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を概ね八割以上入院させる病室であって、一般病棟の病室を単位として行うものであること。
(2)　当該病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。
(3)　当該病室を有する病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。
(4)　当該病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
(5)　特殊疾患入院医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
九　小児入院医療管理料の施設基準
(1)　通則
イ　小児科を標榜（ぼう）している病院であること。
ロ　医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。
ハ　小児医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　小児入院医療管理料1の施設基準
イ　当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師が二十名以上配置されていること。
ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず二以上であることとするが、この場合であっても、当該病棟における看護師の数は、夜勤の時間帯も含め、常時当該病棟の入院患者の数が九又はその端数を増すごとに一以上であること。
ハ　専ら十五歳未満の小児（小児慢性特定疾病医療支援（児童福祉法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）の対象である場合は、二十歳未満の者）を入院させる病棟であること。
ニ　専ら小児の入院医療に係る相当の実績を有していること。
ホ　入院を要する小児救急医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ヘ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。
ト　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日以内であること。